

平成 29 年度 取引条件改善関係の主な政府決定事項

○第 193 回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説

(平成 29 年 1 月 20 日 閣議決定)

(中小・小規模事業者への好循環)

先月、五十年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直しました。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とします。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を十三年ぶりに抜本改定しました。今後、厳格に運用し、下請取引の条件改善を進めます。

○経済財政運営と改革の基本方針 2017～人材への投資を通じた生産性向上～

(平成 29 年 6 月 9 日 閣議決定)

第 2 章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(1) 働き方改革

② 長時間労働の是正

(略)

さらに、改正法の施行に向け、取引条件改善など業種ごとの取組を推進する。自動車運送事業については、関係省庁横断的な検討の場を設け、行動計画を策定・実施する。特にトラック運送業においては、ガイドラインの策定、生産性向上に向けた措置、荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。建設業については、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、業界等の取組に対し支援する。I T 産業については、業界団体等による数値目標を政府がフォローアップし、長時間労働是正の取組を促す。

(略)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

3. 消費の活性化

(1) 可処分所得の拡大

(略)

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このため、最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。

4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者支援

地域経済の主役である中堅・中小・小規模事業者が経営強化を図り、引き続き、地域経済を牽引していくため、きめ細かな取組を行う。

生産性の抜本的向上のため、ITやロボット等の導入、技術開発の促進、海外展開を含む販路開拓の促進等を進めつつ、地域の中核企業が牽引する地域活性化を集中的に支援する。また、信用保証制度の見直しによる金融機関と信用保証協会の適切なリスク分担、よろず支援拠点などの経営支援体制の充実等により、中小企業・小規模事業者への経営支援を強化する。

さらに、多様な人材掘り起し等による人手不足や働き方改革への対応、集中実施期間を設けた上で事業承継施策の推進や統合・再編の枠組みの検討及び副業・兼業の推進を含む創業支援を進める。

加えて、下請等中小企業の取引条件の改善を図るため、主要業界が作成した自主的な行動計画の着実な実行の促進等を行う。

○未来投資戦略 2017 —Society 5.0 の実現に向けた改革—

(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)

第 2 具体的施策

II A 3. 人材の育成・活用力の強化

(2) 新たに講すべき具体的施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

② 賃金引上げと労働生産性向上

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率 3 %程度を目指して、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が 1,000 円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、中小企業等経営強化法による生産性向上支援や下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

III 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新／サービス産業の活性化・生産性向上

(2) 新たに講すべき具体的施策

i) 中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる投資・イノベーション等の促進

昨年 12 月の、違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準、望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準、下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき、昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画（自動車・電機電子・トラック・建設など 8 業種）における適正取引や付加価値向上の取組を促進し、下請 G メンによる調査等を通じて、下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。また、自主行動計画策定業種における中小企業等経営強化法に基づく事業分野別経営力向上推進機関の認定を拡大する。

○働き方改革実行計画

(平成 29 年 3 月 28 日 働き方改革実現会議決定)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、

企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

また、中小・小規模事業者の取引条件を改善するため、50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直した。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とする。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定した。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。産業界には、これを踏まえた自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求めていく。このフォローアップのため、全国に配置する下請けGメン（取引調査員）による年間2,000件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討し、実施する。

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

自動車運送事業については、関係省庁横断的な検討の場を設け、ITの活用等による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。特にトラック運送事業においては、事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の実証事業を踏まえてガイドラインを策定するとともに、関係省庁と連携して、①下請取引の改善等取引条件を適正化する措置、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

IT産業については、平均時間外労働時間を1日1時間以内にするといった業界団体等による数値目標を政府がフォローアップし、長時間労働是正の取組を促す。

○平成 30 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

(平成 29 年 7 月 20 日 閣議了解)

(6) 新しい日本のための優先課題推進枠（抜粋）

平成 30 年度予算においては、予算の重点化を進めるとともに、「人づくり革命」の実現に向けた人材投資や地域経済・中小企業・サービス業等の生産性向上に資する施策を始め、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」と「未来投資戦略 2017」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）等を踏まえた諸課題について、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。

このため、各省大臣は、(1)ないし(5)とは別途、要望基礎額に 100 分の 30 を乗じた額の範囲内で要望を行うことができる。

以上